

要介護度	基本単位	加算単位	合計単位	処遇改善加算	総合計単位	利用料金 (円)	給付額 (円)	自己負担額 (円)	負担 段階	食費 (円)	居住費 (円)	自己負担額 1日合計	1ヶ月利用料 30日計算
1	670	119	789	×	899	9,115	8,203	912	1段階	300	880	2,092	62,760
									2段階	390	880	2,182	65,460
									3段階 ①	650	1,370	2,932	87,960
									3段階 ②	1,360	1,370	3,642	109,260
									4段階	1,445	2,066	4,423	132,690
2	740	119	859	×	979	9,927	8,934	993	1段階	300	880	2,173	65,190
									2段階	390	880	2,263	67,890
									3段階 ①	650	1,370	3,013	90,390
									3段階 ②	1,360	1,370	3,723	111,690
									4段階	1,445	2,066	4,504	135,120
3	815	119	934	×	1,064	10,788	9,709	1,079	1段階	300	880	2,259	67,770
									2段階	390	880	2,349	70,470
									3段階 ①	650	1,370	3,099	92,970
									3段階 ②	1,360	1,370	3,809	114,270
									4段階	1,445	2,066	4,590	137,700
4	886	119	1,005	×	1,145	11,610	10,449	1,161	1段階	300	880	2,341	70,230
									2段階	390	880	2,431	72,930
									3段階 ①	650	1,370	3,181	95,430
									3段階 ②	1,360	1,370	3,891	116,730
									4段階	1,445	2,066	4,672	140,160
5	955	119	1,074	×	1,224	12,411	11,169	1,242	1段階	300	880	2,422	72,660
									2段階	390	880	2,512	75,360
									3段階 ①	650	1,370	3,262	97,860
									3段階 ②	1,360	1,370	3,972	119,160
									4段階	1,445	2,066	4,753	142,590

※1単位=10.14円で計算します。

*この金額は概算となります

※病院受診代、お薬代、理容、喫茶、日用品等の実費は、1ヶ月分まとめて、ご利用料金と合わせてご請求します。

1段階	市町村民税非課税世帯で、老年年金を受給している方、また生活保護の方。
2段階	市町村民税非課税世帯の方で、世帯合計取得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方。 預貯金 単身650万円 夫婦1650万円以下
3段階 ①	市町村民税非課税世帯の方で、世帯合計取得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方。 預貯金 単身550万円 夫婦1550万円以下
3段階 ②	市町村民税非課税世帯の方で、世帯合計取得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方。 預貯金 単身500万円 夫婦1500万円以下
4段階	上記以外の方
「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、表面の「食費」「居住費」と認定証を照らし合わせ（認定証に○段階という表記はありません）の上、ご確認ください。お持ちでない方も、入居の前・後に改めて区役所に申請が出来ます。	

食費	1日あたり1445円
1日あたりの金額です。3食でも1食でも金額は変わりません。	

保険証類等 保管料	1月あたり 600円
各種保険証類、診察券等の保管料として徴収させていただきます。	

コンセント(嗜好品) 使用料	1日あたり 20円
テレビ、ラジオ、携帯電話の充電等を使用する場合に徴収させていただきます。但し、日用品(電動剃り機の充電等)は含みません。不明点をご相談ください。	

裏面に左記一覧表の内、【加算単位】の説明と内訳、その他に発生する加算の金額に関して詳細を記載しましたので、ご確認ください。

・「加算単位」の内訳

加算名	単位/日	内 容
看護体制加算（Ⅰ）	4	常勤看護師が1人以上配置されていることによりいただく加算です。
看護体制加算（Ⅱ）	8	① 看護職員を常勤換算方法で入所者数25またはその端数を増すごとに1人以上配置 ② 当該事業所か病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員と24時間の連絡体制を確保 左記①、②を満たすことによりいただく加算です。
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18	質の高いケアを実施する為に、基準を上回る夜勤職員の配置をすることによりいただく加算です。
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12	機能訓練（リハビリ）計画書を作成・実行することによりいただく加算です。
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20	上記（Ⅰ）の取り組みに加えて、厚生労働省に個別機能訓練計画の情報を提出・フィードバックを受けることによりいただく加算です。
栄養マネジメント強化加算	11	利用者の栄養状態の改善・維持を目指すための体制や、ミールラウンドの実施などにおいて、利用者の栄養ケアを適切に行うことによりいただく加算です。
日常生活継続支援加算Ⅱ	46	重度のご利用者の入所を積極的に受け入れ、より質の高い介護福祉サービスを提供し、個々の利用者を尊重しながら生活を支援することによりいただく加算です。
合計	119	
処遇改善加算	14.0%	介護職員の処遇改善の為にいただく加算です。上記の「加算単位」を含めた合計単位に、加算の割合、14.0%を乗じた単位になります。

表面の1ヶ月利用料に加えて、以下の項目について別途料金（月額）がかかります。

加算名	単位/月	金額/月	内容
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50	約50円	入所者毎の基本的な情報を厚生労働省に提出し、PDCAサイクルとして活用する事によりいただく加算です。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	約10円	①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ②具守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。 上記①、②、③を満たすことによりいただく加算です。

※その他に以下の該当する加算分の料金がかかります。（該当者のみと表示されているものや、下記以外の加算を算定させていただく場合は該当時にその都度説明させていただきます）

初期加算		安全対策体制加算		外泊時加算（該当者のみ）		若年性認知症受け入れ加算（該当者のみ）	
1日あたり 34円 (30単位)	施設に慣れて頂く為、様々な支援が必要なことから、入居日から30日間のみお支払いただきます。30日間に入院や外泊された場合は加算されません。	入所日 22円 (20単位)	入所者の事故を防ぐための強化対策を講じている介護施設を評価する加算で、事故防止に関する外部の研修を受けた人材を配置する事により加算されます。	1日あたり 276円 (246単位)	入院や外泊された場合に加算されます（1ヶ月に最大6日間までですが、月をまたいだ場合最大12日間算定されます）。	1日あたり 134円 (120単位)	若年性認知症患者を受け入れ、ご本人やご家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することによりいただいている加算です。
療養食加算（該当者のみ）		口腔衛生管理加算（Ⅰ）		口腔衛生管理加算（Ⅱ）		褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	
1食あたり 6円 (6単位)	入居者の病状（糖尿病、腎臓病等）に応じて、主治医より疾患治療の直接手段として指示された治療食を提供させていただく方への加算です。	1月あたり 102円 (90単位)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に技術的助言及び指導を行う体制を整えている事により加算されます。	1月あたり 125円 (110単位)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に技術的助言及び指導を行う体制を整え、その情報を厚生労働省に提出する事により加算されます。	1月あたり 4円 (3単位)	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価をし、その評価の結果を厚生労働省に提出し、PDCAサイクルとして活用する事によりいただく加算です。
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）							
1月あたり 13円 (15単位)	褥瘡マネジメント加算Ⅰの計画書で褥瘡のリスクが高いと評価されたが、褥瘡の発生がない状態で生活できている事によりいただく加算です。						